

令和6年12月9日

令和6年能登半島地震により被災された個人型年金加入者掛金及び 中小事業主掛金の納付の特例措置終了のお知らせ（一部地域を除く）

このたびの令和6年能登半島地震により被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈りいたします。

さて、今回の令和6年能登半島地震により被災された個人型確定拠出年金の加入者さま・中小事業主さまに対して、掛金納付の特例措置を設けておりましたが、後日まとめて掛金を納付できる期間の終了時期（災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2ヶ月以内において国民年金基金連合会が別に定める日）を決定いたしましたのでお知らせします。

記

1. 別表に掲げる指定地域に住所のある個人型確定拠出年金の加入者さま・中小事業主さまについての特例措置の終了時期は、令和7年1月31日となります。なお、石川県輪島市、珠洲市並びに鳳珠郡穴水町及び能登町に係る地域につきましては、現時点で終了時期は未定です。
2. 今回の特例の対象となる掛金は、令和5年12月分掛金（令和6年1月26日引落分）から、令和6年12月分掛金（令和7年1月27日引落分）までとなります。

別表

都道府県名	指定地域
石川県	七尾市 羽咋郡志賀町

(照会先) 国民年金基金連合会
確定拠出年金部
TEL 0570-003-105